

# マイナポイント第2弾 申込期限は今年の5月末まで!

マイナンバー制度・マイナポイントに関する問合せ▶情報政策課情報化推進係☎517  
マイナンバーカード交付に関する問合せ▶市民課受付係☎123



## マイナポイント第2弾とは

- ① **マイナンバーカードを持っている方に最大5000円分のポイント付与**  
民間のキャッシュレス決済サービス(対象の電子マネー、QRコード決済など)でチャージまたは買い物をする時、利用金額に応じて、上限5000円分のポイントがもらえます。  
※マイナポイント第1弾で、すでに5000円分のポイントを受け取った方は対象外
- ② **ポイント付与率 チャージ・買い物額の25%ポイント上限額 5000円分(2万円までのチャージまたは買い物で付与。マイナポイント申込前のチャージや買い物は対象外)**  
健康保険証としての利用申込を行った方に**7500円分のポイント付与**  
健康保険証として申し込むと、民間のキャッシュレス決済サービス(対象の電子マネー、QRコード決済など)で、7500円分のポイントがもらえます。
- ③ **公金受取口座の登録を行った方に7500円分のポイント付与**  
民間のキャッシュレス決済サービス(対象の電子マネー、QRコード決済など)で、7500円分のポイントがもらえます。  
※対象となる決済サービス、ポイントの内容、利用方法、付与されるタイミング、利用期限は決済サービスごとに異なります。詳しくは、マイナポイントウェブページの「対象となる決済サービス検索」で確認できます。

## マイナポイントの申込方法

- ① **スマートフォンで申込み**  
スマートフォンアプリ「マイナポイントアプリ」から申し込むことができます。アプリはQRコードからダウンロードすることができます。  
※対応スマートフォンは「マイナポイントアプリ対応スマートフォン一覧」のページで確認できます。  
※1台のスマートフォンで複数の方の申込みができます。
- ② **マイナポイント手続スポットで申込み**  
郵便局、コンビニ、携帯ショップなどのマイナポイント手続スポットで申し込むことができます。市内のマイナポイント手続スポットは、マイナポイントウェブページの「マイナポイント手続スポット検索」で確認できます。
- ③ **市役所で申込み**  
スマートフォンやマイナポイント手続スポットで申込みできない場合は、市役所でマイナポイントの申込支援を行っています。  
※混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。スマートフォンなどから申込みができる方は自宅などから申し込んでください。



受付時間 月～金曜日の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分/第2・第4土曜日の午前8時30分～11時30分

受付場所 市役所1階市民ホール

必要なもの マイナンバーカード、マイナンバーカード受取時に設定した数字4桁のパスワード/マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済サービス(例：ICカード、専用アプリなど)/口座情報が分かるもの(例：預金通帳、キャッシュカードなど。公金受取口座の登録によるポイントを申し込む場合に必要)

※【1】・【2】・【3】は、すべて同じ決済サービスで申し込んでください。ただし、令和4年6月30日以前に【1】の申込みをした方は、【2】・【3】を別の決済サービスにすることができません。

※決済サービスによっては、マイナポイント手続スポットで申込みできないもの、事前登録が必要なものがあります。詳しくはマイナポイントウェブページで確認してください。

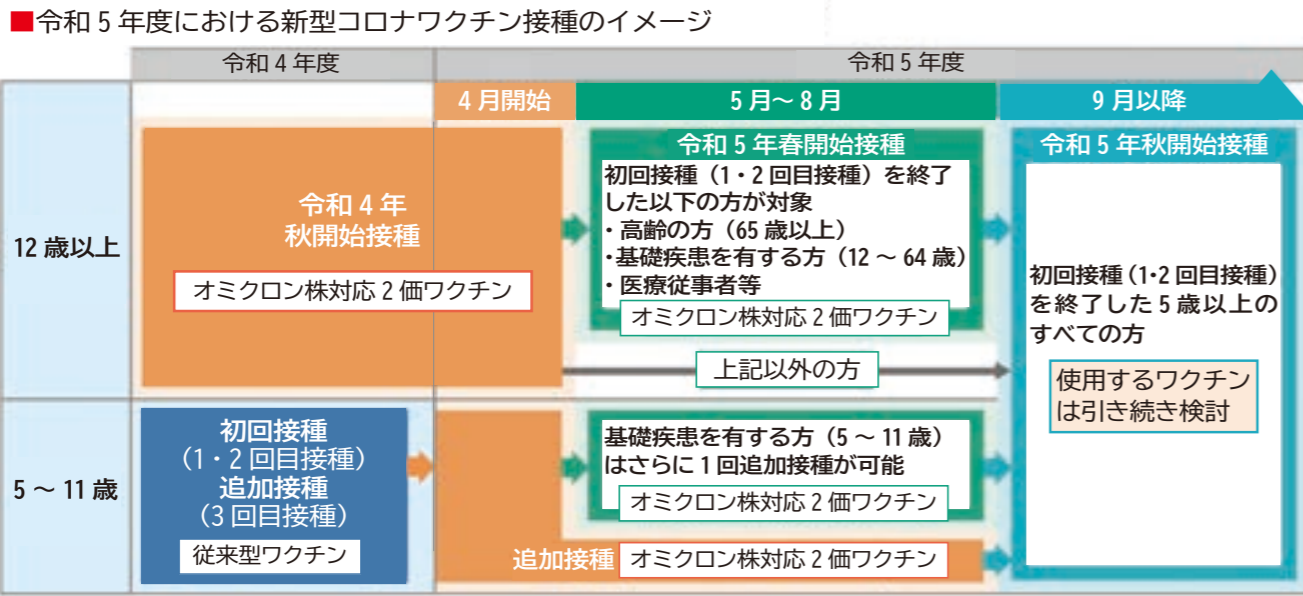
※マイナポイントの申込みが完了すると、決済サービスを変えることができません。

**マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要ですが、マイナポイントはマイナンバーの通知カードでは申込みできません。**



# 令和5年度の新型コロナワクチン接種は2回

▶羽村市コロナワクチンコールセンター☎0570-030207(土・日曜日、祝日を含む午前9時～午後5時) ▶健康課☎628～630



- 令和5年度は「令和5年春開始接種」と「令和5年秋開始接種」の2種類の接種が新たに行われます。今回は「令和5年春開始接種」についてお知らせします。
- 期間** 5月中旬～8月
- 対象** 1・2回目接種を完了した次の方
  - (1) 65歳以上の方
  - (2) 5～64歳で①②いずれかに該当する方
    - ① 基礎疾患があるなど、重症化リスクが高いと医師が認める方
    - ② 医療機関や高齢者施設等の従事者
- ※(1)の方は申請しなくても、3回目以降の接種歴に関わらず、4月以降順次接種券一体型予診票を送付します。
- 5～64歳で接種を希望する方は申請が必要です
- 申請** 次のいずれかの方法
  - ① 市公式サイト内の専用フォーム
  - ② 羽村市コロナワクチンコールセンター
- ▲市公式サイト
- 65歳以上の方へ  
次のすべてに当てはまる方は、あらかじめ接種日時を指定します。接種券一体型予診票とは別に、接種日時を記載した通知を送付します。
- ① 接種券一体型予診票を発送する時点で羽

**オミクロン株対応ワクチンをまだ接種していない方へ**

令和4年10月から開始したオミクロン株対応ワクチン接種(令和4年秋開始接種)は4月末で終了します(5～11歳を除く)。オミクロン株対応ワクチン未接種で、希望する方は、4月末までに受けてください。

村市に住民票がある方

- ② 4月1日現在65歳以上の方
- ③ 令和4年10月～令和5年3月にS&Dスポーツアリーナ羽村(スポーツセンター)でワクチン接種を受けた方

※65歳以上でも日時指定の対象にならない方もいます。要件を必ず確認してください。

■S&Dスポーツアリーナ羽村を利用できない期間を延長します

5月から始まる、令和5年春開始接種に伴い、接種会場であるS&Dスポーツアリーナ羽村第2ホールを利用できない期間を12月末まで延長します。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

※接種は義務ではありません。本人が納得した上で、判断してください。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期、中止になる場合があります。最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。